

警察常任委員会資料  
令和4年8月18日

# 人身安全関連事案への的確な対応 及び特殊詐欺の撲滅など、犯罪の 未然防止に向けた取組の推進について



警 察 本 部



## 目 次

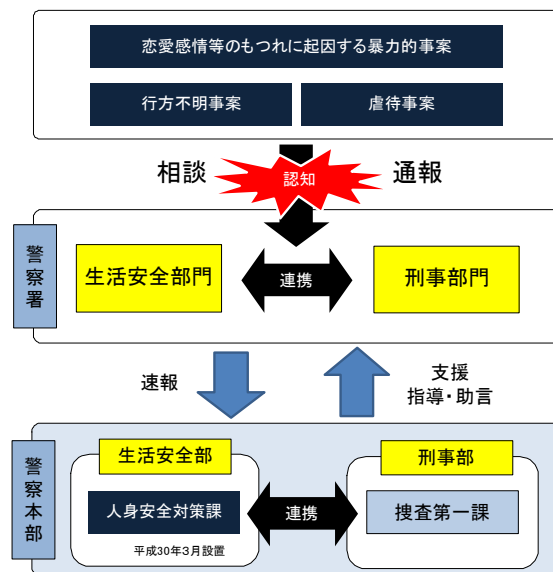
<b>第1</b>	<b>ストーカー・DV事案を始めとする人身安全関連事案に対する取組</b>	
1	人身安全関連事案への対処体制の確立	5
2	ストーカー・DV事案に対する取組	5
(1)	ストーカー事案の取扱状況	5
(2)	DV（配偶者等暴力）事案の取扱状況	6
(3)	具体的な取組	6
3	児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待事案に対する取組	8
(1)	児童虐待事案の取扱状況	8
(2)	高齢者虐待事案、障害者虐待事案の取扱状況	8
(3)	虐待事案への取組	9
4	行方不明者発見活動の推進	9
(1)	取扱状況	9
(2)	具体的な発見活動	9
(3)	認知症高齢者対策	10
<b>第2</b>	<b>特殊詐欺の抑止対策</b>	
1	特殊詐欺の認知状況	11
(1)	被害の推移	11
(2)	被害者の居住地区別等	11
2	特殊詐欺総合対策本部の設置	12
3	検挙対策等の推進	12
(1)	検挙の推移	12
(2)	予兆電話認知時における初動対応	12
(3)	検挙事例	12
(4)	犯行ツール対策の推進	12
4	防止対策の推進	13
(1)	県民への注意喚起	13
(2)	自治体と連携した被害防止対策	15
(3)	金融機関等と連携した水際対策の推進	15
(4)	特殊詐欺防止広報啓発支援事業	17
<b>第3</b>	<b>地域社会と連帯した犯罪の起きにくい社会づくりの推進</b>	
1	持続可能な防犯ボランティア活動に向けた支援の推進	18
(1)	幅広い世代の参加促進	18
(2)	青色防犯パトロールへの支援	18
(3)	「子供110番の家・店・車」への支援	19
(4)	「ながら見守り」活動の推進	19
2	県民に対する積極的な防犯情報の提供等	19
(1)	「ひょうご防犯ネット」等を活用した情報発信	19
(2)	SNS等を活用した情報発信	20

<b>3 防犯環境の整備・充実</b> .....	20
(1) 防犯カメラの設置促進 .....	20
(2) 防犯機器の普及促進 .....	20
<b>4 子供と女性を犯罪から守る活動の推進</b> .....	20
(1) 「先制・予防的活動」の推進 .....	20
(2) 子供の被害防止対策 .....	21
(3) 女性の被害防止対策 .....	21

# 第1 ストーカー・DV事案を始めとする人身安全関連事案に対する取組

## 1 人身安全関連事案への対処体制の確立

人身安全関連事案については、事案の危険性・切迫性を的確に判断した上で、被害者等の安全確保を最優先にした対応を徹底するため、事案の認知段階から、生活安全部門と刑事部門が緊密に連携するとともに、警察本部が確実に関与して、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う体制を構築している。



## 2 ストーカー・DV事案に対する取組

### (1) ストーカー事案の取扱状況

ストーカー事案の認知件数は、令和元年から減少に転じたが依然として高水準で推移しており、令和3年中のストーカー規制法に基づく禁止命令の件数は、過去最多となっている。

区分		年別		R元年	R2年	R3年	R3年 6月末	R4年 6月末	前年対比	
		H29年	H30年							
兵	認知件数	1,103	1,142	1,095	966	980	498	473	-25	
	女性	979	992	978	851	854	426	410	-16	
	男性	124	150	117	115	126	72	63	-9	
庫	検	ストーカー規制法	94	77	95	84	88	40	57	+17
	挙	その他の刑罰法令	97	98	75	97	108	61	61	±0
県	対	書面警告	87	40	65	55	73	33	26	-7
	応	禁止命令	82	92	98	111	138	56	80	+24
全	認知件数	23,079	21,556	20,912	20,189	19,728	—	—	—	
	検	ストーカー規制法	926	870	864	985	937	—	—	—
国	挙	その他の刑罰法令	1,699	1,594	1,491	1,518	1,581	—	—	—

## (2) DV（配偶者等暴力）事案の取扱状況

配偶者等暴力事案の認知件数は増加傾向にあり、暴行、傷害等による検挙件数は、依然として高水準で推移している。

区分		年別		R元年	R2年	R3年	R3年 6月末	R4年 6月末	前年対比	
		H29年	H30年							
兵 庫 県	認知件数	3,380	3,453	3,465	3,617	3,631	1,749	1,852	+103	
	婚姻関係	2,414	2,596	2,557	2,732	2,628	1,278	1,280	+ 2	
	元配偶者	286	182	217	180	176	82	104	+ 22	
	内縁関係	254	240	288	326	318	162	156	- 6	
	同棲関係	426	435	403	379	509	227	312	+ 85	
	検 挙	保護命令違反	4	3	8	8	7	5	3	- 2
		その他の刑罰法令	746	775	664	632	555	286	332	+ 46
保護命令通知		109	86	113	103	98	50	29	- 21	
全 国	認知件数	72,455	77,482	82,207	82,643	83,042	—	—	—	
	検 挙	保護命令違反	80	71	71	76	69	—	—	—
		その他の刑罰法令	8,342	9,017	9,090	8,702	8,634	—	—	—

## (3) 具体的な取組

### ア 被害者の意思決定の支援

事案の危険性、警察として執り得る措置、被害者自身の決断等の必要性について丁寧に説明を行った上で、右の書面を活用し、被害者の意思決定を支援している。

### イ 安心コールの実施

被害者の現況確認を定期的に行い、その結果を踏まえて必要な措置を講じている。

### ウ 110番通報登録制度の運用

通信指令ネットワークシステムを活用し、被害者等の住所や電話番号等をあらかじめ登録しておく「110番通報登録制度」を運用し、登録番号からの110番通報を受理した際には、迅速な指令が可能となるようにしている。

**ストーカー・DV等への対応について**

年 月 日 署名

警察から連絡する際の電話番号

- 警察にとってもらいたい対応等**  
(以下の質問項目に○を付け、その理由を書いてください。)
- 刑事手続について**  
ア 相手を捕まえてほしい  
イ 相手を捕まえてほしくない  
【捕まえてほしくない理由：】
- 文書警告、禁止命令等について**  
ア 文書による警告をしてほしい  
イ 禁止命令等をしてほしい  
ウ ア、イの措置をとってほしくない理由：
- その他の対応について**  
ア 注意、口頭警告等してもらいたい  
イ 注意、口頭警告等をしてほしくない  
ウ 現時点では、決心できない。(日・週・月)後を目処に確認してほしい  
エ その他( )
- 親族、弁護士(会)、配偶者暴力相談支援センター、NPO等への相談**  
(該当する項目に○を付けてください)  
ア 既に相談した  
イ 具体的な相談予定あり  
ウ 「援助申出書」記載のとおり(本日、警察に紹介された窓口等に相談予定)  
エ 具体的な相談予定なし・未定
- 転居・避難の有無**  
(該当する項目に○を付けてください)  
ア 転居する  
イ 一時避難する  
ウ 避難しない  
【避難しない理由：】
- 自由記載**(この件についての考え方や今後のことで書きたいことがあれば自由に書いてください。せまくて書ききれないときは、裏面に続きを書いてください。)

(注) 担当職員は、2ア又はイに該当する場合の相談先、3ア又はイに該当する場合の転居・避難先等について確認したときは、別途、相談記録簿等に記録すること。

※ この書面は、法令に基づく場合(配偶者暴力防止法第14条第2項)等のほか、第三者に提供することはありません。



## エ 相談電話の運用

警察本部に相談電話を設置して、24時間体制で相談を受理し、相談内容や相談者の意向に応じて、制度教示、防犯指導等の支援を実施している。

また、コロナ禍において、ストレス等によるDV被害の増加が懸念されることから、県警ホームページ等を通じて、早期相談を呼び掛けている。

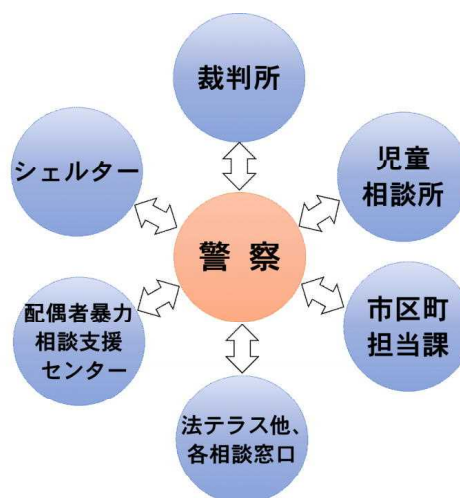


【ストーリー・DV相談電話】  
078-371-7830  
みないちばん なや  
皆一番に相談し、悩みゼロ

## オ 関係行政機関等との連携

### (7) 被害者の保護対策

警察は、自治体が開催するDV対策連携会議での情報交換を始め、被害者等の住民基本台帳の閲覧制限や避難施設（シェルター等）への一時保護等の支援を行うなど、自治体等の関係機関と緊密な連携を図り、被害者等の保護対策を推進している。



【関係行政機関等との連携状況】

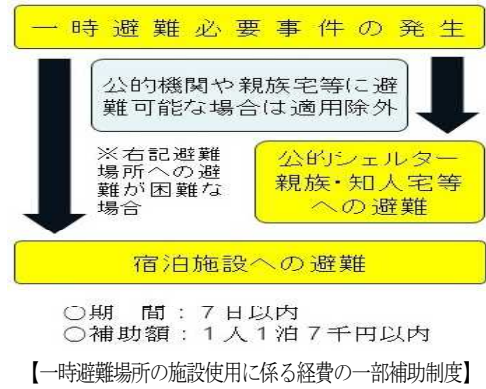
### (1) 広報啓発活動

毎年11月12日から25日までの内閣府が提唱する「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、行政機関と連携した街頭キャンペーン等の広報啓発活動を行っている。



【市役所等合同による街頭キャンペーン 尼崎市】

カ その他の取組（避難への支援）  
 ストーカー・DV事案においては、特に被害者等の安全確保を最優先に対応する必要があり、このうち避難が困難である被害者等に対しては、宿泊施設への一時避難に伴う費用の一部を公費負担している。



### 3 児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待事案に対する取組

#### (1) 児童虐待事案の取扱状況

令和3年中の認知対応件数は減少しているが、通告人員及び事件処理件数は、いずれも増加している。

区分		年別		H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R3年 6月末	R4年 6月末	前年対比
		認知対応件数	措置状況								
児童虐待	兵庫県	認知対応件数		2,326	3,482	3,891	4,377	4,329	2,116	2,191	+75
		認知件数		1,966	2,690	3,008	3,350	3,356	1,609	1,739	+130
		児相への通告		2,884	4,220	4,741	5,291	5,313	2,552	2,790	+238
		事件処理		123	167	209	170	222	98	93	-5
全国	認知対応件数		52,022	65,801	86,386	93,269	92,369	—	—	—	
	事件処理		1,138	1,380	1,972	2,133	2,174	—	—	—	

- ※ 1 措置状況は、重複計上である。
- 2 認知件数は、捜査・調査の結果「虐待事実あり」と判断したものを計上している。
- 3 児相への通告は、通告人員を計上している。
- 4 認知件数の全国統計はない。

#### (2) 高齢者虐待事案、障害者虐待事案の取扱状況

高齢者虐待事案及び障害者虐待事案の認知件数は、いずれも増加傾向にあり、これに伴い自治体への通報件数も増加している。

区分		年別		H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R3年 6月末	R4年 6月末	前年対比
		認知件数	措置状況								
高齢者虐待	認知件数			989	1,095	1,114	1,312	1,317	640	688	+48
	自治体への通報			967	1,062	1,103	1,301	1,303	639	682	+43
	事件処理			140	214	163	116	134	76	82	+6
障害者虐待	認知件数			98	132	134	296	347	159	203	+44
	自治体への通報			94	125	127	285	349	156	206	+50
	事件処理			21	20	7	26	35	22	18	-4

- ※ 1 措置状況は、重複計上である。
- 2 高齢者虐待、障害者虐待の全国統計はない。
- 3 認知件数よりも自治体への通報件数が多いのは、1件の認知に複数の加害者が関与し、加害者毎に通報を行うためである。



### (3) 虐待事案への取組

虐待事案を認知した場合には、関係者を分離した上、個別に聴取し、被害者を目視確認するほか、積極的に検挙措置を講ずるなど、被害者の安全確保を最優先とした対応を徹底している。

また、児童虐待事案は、児童相談所への確実な通告、高齢者虐待事案及び障害者虐待事案は、被害者の住居地を管轄する自治体への通報を徹底し、関係機関との連携を図っている。

## 4 行方不明者発見活動の推進

### (1) 取扱状況

令和3年中における行方不明者届の受理件数は増加し、中でも認知症（疑いを含む。）が原因の行方不明者に係る届出の割合は、高水準で推移している。

区分		年別							
		H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R3年 6月末	R4年 6月末	前年対比
兵 庫 県	届出受理件数	5,193	5,427	5,524	5,042	5,464	2,622	2,942	+320
	認知症(疑いを含む)	1,396	1,585	1,778	1,745	1,804	869	1,008	+139
	割合(%)	26.9	29.2	32.2	34.6	33.0	33.1	34.3	+1.2p
全 国	届出受理件数	84,850	87,962	86,933	77,022	79,218	—	—	—
	認知症(疑いを含む)	15,863	16,927	17,479	17,565	17,636	—	—	—
	割合(%)	18.7	19.2	20.1	22.8	22.3	—	—	—

### (2) 具体的な発見活動

行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性を考慮し、認知段階から警察本部と連携して関係者からの事情聴取や防犯カメラの確認等の必要な捜査を実施している。

また、生命や身体に危険が生じるおそれのある行方不明事案への対応に当たっては、認知した初期の段階から多数の警察官を投入して発見活動を行うとともに、必要に応じて警察犬、警察用航空機の活用や他府県警察、公共交通機関等への手配を行うなど組織的な発見活動を推進している。



【警察犬による捜索活動】



【航空機による捜索活動】

### (3) 認知症高齢者対策

#### ア 自治体等との連携

##### (7) 行方不明者発見活動

警察署では、認知症高齢者が行方不明となった場合には、自治体が構築する「認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク」を活用するなど、自治体等と連携した認知症高齢者の行方不明者発見活動を推進している。

##### (4) 認知症高齢者に関する情報の提供

保護等警察活動によって認知症高齢者であることが判明した場合には、行方不明事案の再発防止等の観点から、自治体を実施する認知症支援施策につなげるため、原則、高齢者本人、又は家族の同意を得て、高齢者の住居地を管轄する自治体に情報提供を行っている。

#### イ 兵庫県警察ホームページを活用した行方不明者資料の公表

認知症やその疑いが原因の行方不明者を早期に発見保護するため、兵庫県警察ホームページに行方不明者に係る資料を公表し、県民等からの情報提供を求めている。



The screenshot shows the Hyogo Prefectural Police website. At the top, there is a search bar with the text "サイト内検索" and a "検索" button. Below the search bar, there is a navigation menu with "トップページ" and "各種相談" highlighted, followed by "行方不明者を捜しています". A blue banner below the menu says "行方不明者を捜しています". The main content area has a heading "兵庫県警察では、県内で行方不明者届が提出されている方々の情報をホームページで公開し、皆さんからの情報を求めています。心当たりのある方は、それぞれの方の行方不明者届を受理している警察署までご連絡ください。" Below this, there is a contact information box with the text: "このページに関するお問い合わせは 兵庫県警察本部人身安全対策課企画指導係 電話(078)341-7441(代) 【受付時間:月～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日、国民の休日及び年末年始を除く)"]

#### ウ 認知症サポーター養成講座の受講

認知症への正しい知識と理解を深めることを目的に、警察署で勤務する職員を対象に認知症サポーター養成講座の受講を推進している。



【認知症サポーター養成講座の受講 警察本部】

## 第2 特殊詐欺の抑止対策

### 1 特殊詐欺の認知状況

#### (1) 被害の推移

令和3年中の特殊詐欺被害は859件、約12億円を認知し、前年と比べて認知件数、被害額ともに減少しているが、手口では、還付金詐欺及びいわゆるサポート詐欺などの架空料金請求詐欺が増加するなど、依然として高水準で推移している。

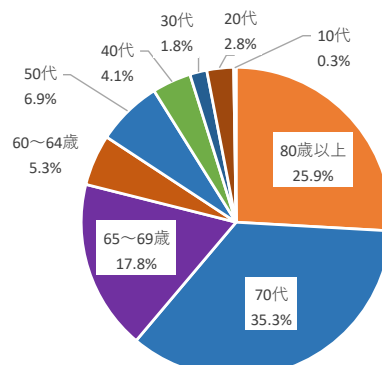
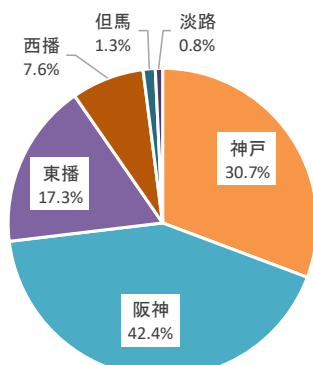
全国では、東京、大阪、神奈川、千葉、埼玉、愛知及び兵庫の7都府県で全国の認知件数の約7割を占め、還付金詐欺が倍増するなどの影響で認知件数が4年ぶりに増加に転じている。

区分	年別	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R3年 6月末	R4年 6月末	前年対比	
									増減	割合(%)
兵庫県	認知件数	766	773	658	1,027	859	407	394	-13	-3.2
	オレオレ詐欺	189	240	68	44	32	12	15	+3	+25.0
	預貯金詐欺	—	—	246	348	69	50	35	-15	-30.0
	架空料金請求詐欺	398	388	171	217	305	156	176	+20	+12.8
	融資保証金詐欺	43	25	19	27	11	6	2	-4	-66.7
	還付金詐欺	121	59	8	288	310	119	120	+1	+0.8
	上記以外の特殊詐欺	15	12	8	8	9	4	0	-4	-100.0
	キャッシュカード詐欺盗	—	49	138	95	123	60	46	-14	-23.3
	被害額(億円)	14.7	18.4	11.0	16.9	12.0	5.7	5.2	-0.5	-8.8
	相談件数	3,939	4,796	4,480	4,774	3,976	1,800	1,953	+153	+8.5
全国	認知件数	18,212	17,844	16,851	13,550	14,498	6,860	7,491	+631	+9.2
	上位都府県									
	東京	3,510	4,185	3,815	2,896	3,319	1,761	1,432	-329	-18.7
	大阪	1,596	1,771	1,809	1,107	1,538	654	922	+268	+41.0
	神奈川	2,423	2,767	2,793	1,773	1,461	603	833	+230	+38.1
	千葉	1,517	1,485	1,409	1,217	1,103	534	612	+78	+14.6
	埼玉	1,233	1,570	1,459	1,026	1,082	495	583	+88	+17.8
	愛知	648	648	618	569	874	436	380	-56	-12.8
被害額(億円)	394.7	382.9	315.8	285.2	282.0	130.1	148.8	+18.7	+14.4	

※ 1 預貯金詐欺は令和元年以降、キャッシュカード詐欺盗は平成30年以降を集計している。  
2 6月末数値は、暫定値である。

#### (2) 被害者の居住地区別等

令和4年6月末現在における被害者の居住地区別では阪神・神戸・東播地区で約9割、年齢別では65歳以上が約8割を占めている。



## 2 特殊詐欺総合対策本部の設置

令和2年12月9日、警察本部及び警察署にそれぞれ「特殊詐欺総合対策本部」を設置し、部門横断的に抑止及び検挙対策を強化している。

## 3 検挙対策等の推進

職務質問による現場検挙のほか、上位被疑者の検挙など、犯人グループの検挙対策に取り組んでいる。

### (1) 検挙の推移

(件)

区分 \ 年別	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R3年 6月末	R4年 6月末	前年対比
実行犯	188 ( 68)	227 ( 108)	185 ( 91)	226 ( 86)	211 ( 80)	113 ( 45)	58 ( 26)	- 55 (- 19)
助長犯	166 ( 138)	167 ( 120)	117 ( 97)	82 ( 71)	145 ( 112)	51 ( 34)	87 ( 58)	+ 36 (+ 24)

※ ( ) は、検挙人員である。

### (2) 予兆電話認知時における初動対応

予兆電話を認知した際には、

- ・ 預貯金詐欺の場合は、発生地域における職務質問の強化
- ・ 還付金詐欺の場合は、ATM設置場所における積極的な高齢者への声掛け

等、その手口に応じた迅速な初動対応を徹底し、被疑者の検挙及び特殊詐欺被害の抑止を図っている。

### (3) 検挙事例

#### ア 暴力団員等による還付金詐欺事件の検挙

令和3年9月に神戸市内において発生した還付金詐欺事件に関する防犯カメラ捜査等により、神奈川県内で現金を引き出した男及び、送迎役、現金回収役の暴力団員を検挙した。

#### イ 職務質問によるキャッシュカード詐欺盗の受け子の検挙

令和4年3月、神戸市内において、財務局職員をかたる者がキャッシュカードを窃取して立ち去ったとの通報があり、警戒していた警察署員が手配のあった人物と酷似する男を発見し、職務質問により検挙した。

### (4) 犯行ツール対策の推進

預貯金通帳等や携帯電話機を特殊詐欺の犯人グループに譲渡して、その犯行を容易にする助長犯を検挙しているほか、特殊詐欺に使用された預貯金口座の凍結、電話番号の利用停止要請など、犯行ツール対策を推進している。

また、犯行に使用された電話番号を把握した際には、集中的に警告架電することで、犯行に使用できないようにしている。

#### 4 防止対策の推進

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会（会長：知事、会員：県関係機関・団体等112団体）は、6月28日の総会において「特殊詐欺から県民を守るための「絆」宣言」を発出するなど、地域団体及び事業所団体並びに行政機関等が協働して、官民一体となった特殊詐欺の被害防止活動を推進している。

また、県警察では、特殊詐欺の被害者に対してアンケートを実施し、その結果を踏まえた対策を推進している。

**特殊詐欺から県民を守るための「絆」宣言**

特殊詐欺は、人の財産を奪うだけでなく人の心を深く傷つける許しがたい犯罪です。これ以上、一人暮らしの高齢者などが特殊詐欺の被害にあうことを見逃すことはできません。

今こそ「家族の絆」「地域の絆」の力を発揮するときです。

特殊詐欺の巧妙な手口をすべての人に知ってもらうこと、犯人からの電話に出ないようにするための電話対策、犯人に誘導されてATMを操作する人や電子マネーを購入しようとする人への声掛けなどが被害を防ぎます。

私たちは、一人ひとりが日常の活動の中でこうした取組を積極的に行うことで、特殊詐欺から県民を守る活動を推進することを宣言します。

令和4年6月28日  
ひょうご地域安全まちづくり推進協議会

【宣誓文】

#### (1) 県民への注意喚起

##### ア 高齢者層に対する広報啓発活動

警察官による戸別訪問や福祉介護関係団体等と連携した訪問活動のほか、老人会等の集会において、犯行手口を具体的に分かりやすく説明し、被害に遭わないための防犯指導を実施している。



【高齢者への戸別訪問 姫路署】

##### イ 「家族の絆」を利用した広報啓発活動

「母の日」「父の日」「敬老の日」「クリスマス」は、『家族の絆』を利用した広報啓発の機会と捉え、事前警告機能等を備えた防犯機能付き電話機の普及促進を図るため、電話機を販売する小売店と連携した広報啓発活動を推進している。

また、常時留守番電話設定など、犯人からの電話に出ないことを推奨する「でんでんむし運動（アポ電にでんわ！無視するで運動）」を推進している。

**特殊詐欺ニュース**

発行 令和4年4月  
兵庫県警察本部生活安全課 犯罪防止対策室特殊詐欺対策

**でんでんむし運動**

アポ電(でん)でんわ(する)むし(する)

特殊詐欺の被害を防止するには  
「犯人からの電話」に  
でないことが効果的！

**ポイント ①** **自宅固定電話の防犯対策**

- 防犯機能付き電話機を活用しよう！
- 留守番電話設定にしよう！
- ナンバーディスプレイで相手を確認しよう！

**ポイント ②** **家族の絆で被害防止**

- 身近な高齢者へ防犯機能付き電話機をプレゼントしよう！
- 家族で防犯機能や留守番電話機能を設定しよう！

**兵庫県警察**

【啓発チラシ】

##### ウ 名簿登載者に対する防犯指導

犯人グループから押収した名簿に氏名等が登載されている方に対し、戸別訪問や電話、はがきの送付等による注意喚起を実施し、その家族にも通知することで、被害発生を先制的に防止している。

## エ 著名人等を起用したメッセージ動画・ポスターの作製

著名人等を起用したメッセージ動画やポスターを作製し、動画をSNSで配信したり、ポスターを官公署、商業施設等に掲示するなど、県民の特殊詐欺への関心が高まるよう努めている。

## オ 関係機関との連携

### (7) 医療関係団体との連携

県内の医療関係団体に働き掛け、啓発ポスターを病院・診療所等で掲示し、広報啓発を推進している。

### (4) ヤクルト販売事業者との連携

ヤクルト販売事業者の協力を得て、配達員が県内の高齢者宅を訪問して商品を販売する際、特殊詐欺防止に関する啓発チラシを配布し、注意喚起を実施している。



【ヤクルト配達員による啓発チラシの配布】

## カ 防犯ネットワークやSNS等を活用した情報配信

関係機関等と構築している防犯ネットワークのほか、

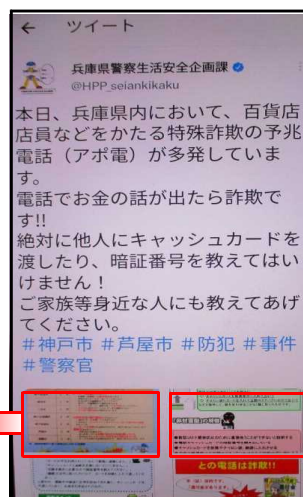
- ひょうご防犯ネット
- 兵庫県警察ツイッター
- 兵庫県警察公式チャンネル(YouTube)

などを活用して被害情報等のタイムリーな配信に努めている。

また、ケーブルテレビ、ラジオ、防災行政無線を活用した情報配信も実施している。

発生市区町村	認知件数	予兆電話の主な内容
神戸市北区	2件	区(市)役所職員をかたり… ・医療費(保険料)の返付金があります ・書類を送りましたが、届いていませんか? ・取引のある金融機関はどこですか? ・最近、金融機関から連絡があります ・キャッシュカード、運転免許を持ってATMに行ってください ・ATMに預け入れコールセンターまで連絡下さい ・ATMで銀行金の手続きを行います
西宮市	1件	
三木市	1件	
神戸市須磨区	3件	百貨店店員や銀行員をかたり… ・誰かカードを置いていませんか? ・あなたの(クレジットカード、キャッシュ)カードが不正に利用されている ・カードを交換する必要がありますので、後ほど取りにうかがいます
神戸市西区	9件	警察官をかたり… ・詐欺の犯人を捕まえた ・犯人が持っている名簿にあなたの名前が載っていた ・あなたのキャッシュカードが不正に利用されている ・カードを交換する必要がありますので、後ほど取りにうかがいます
芦屋市	3件	
姫路市	1件	

※ 認知件数は午後4時時点における速報値



### 特殊詐欺ニュース

**「非対面型」の特殊詐欺(預貯金詐欺)被害が連続発生しています**

**事例(本年2月中旬に京都府で連続発生)**

百貨店店員などを騙って「偽造されたあなたの名義のカードを使おうとした者があるので、お手元のキャッシュカードを交換する必要があります」などと脅って暗証番号を聞き出した上で、コロナの感染対策で使えないとを理由に、  
○ ネット上で暗証番号を受け入れておいて  
○ ナイロン袋にカードを入れて玄関のドアにかけておいて  
などと指示して、顔を見せぬままに盗み取ったものです。

**非対面型の特徴**

- 新型コロナウイルス感染防止のために直接会うことができないと説明する
- 電話でキャッシュカードの暗証番号を聞き出している
- キャッシュカードを封筒やナイロン袋、紙袋に入れる
- 自宅の郵便受けや玄関のドアにかけさせて対面せずに持ち去る

**対策ポイント**

絶対に他人にキャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えるはけいめい。  
騙されないためには、犯人からの電話に出ないことが重要です。  
防犯備付電話を使う、留守番留守電話設定するなど、対策をしましょう。

**兵庫県警察**

【兵庫県警察生活安全企画課ツイッターアカウントによる情報配信】

## キ 警察署の取組

アニメ、著名人を起用した啓発動画などをSNSで配信したり、オリジナルキャラクターの啓発ポスターを作成し各施設等に掲示するなど、様々な方法で注意喚起し、被害防止を図っている。



【アニメ動画 丹波署】



【オリジナルキャラクター 姫路署】



### (2) 自治体と連携した被害防止対策

警察署から自治体に対して、主体的な広報啓発の促進等について働き掛けを行っており、広報誌への啓発記事の掲載、市職員によるATM警戒や自動録音電話機普及促進事業などが実施されている。

なお、兵庫県では、本年度、県内の自治体を実施する自動録音電話機等の購入補助事業や貸出事業に対して助成することとしており、7月15日現在、11市4町が県の助成制度を活用するなどして、同事業を実施又は計画している。

### (3) 金融機関等と連携した水際対策の推進

#### ア 特殊詐欺の水際阻止の推移

金融機関等と連携した阻止件数は、令和4年6月末現在588件で、前年同期と比べて106件増加している。

このうち、コンビニエンスストア店員による阻止件数は171件で、親族に次いで多く、水際阻止全体の約3割を占めており、その次に金融機関職員の90件となっており、水際阻止に功劳のあった方には署長感謝状を贈呈している。



【署長感謝状の贈呈 有馬署】

区分	年別	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R3年 6月末	R4年 6月末	前年対比	
									増減	割合(%)
阻止件数		987	780	481	746	1,073	482	588	+106	+22.0
阻止者	親族	295	302	184	196	226	109	180	+71	+65.1
	コンビニ	69	98	115	204	333	150	171	+21	+14.0
	金融機関	280	205	93	167	260	115	90	-25	-21.7
	警察官	25	9	1	54	85	41	40	-1	-2.4
	その他	318	166	88	125	169	67	107	+40	+59.7
阻止額(億円)		12.7	12.9	5.1	3.3	3.1	2.2	0.5	-1.7	-77.3
阻止率(%)	兵庫県	57.4	53.7	43.2	42.6	55.8	54.5	60.3	+5.8p	—
	全国	49.8	45.5	40.1	45.7	51.8	50.8	53.0	+2.2p	—

※ 1 その他は、役所職員、一般人、友人・知人、警備員等である。

2 阻止率 = 阻止件数 / (認知(既遂)件数 + 阻止件数)

## イ 金融機関における被害防止対策の推進

### (7) 「ストップ！ATMでの携帯電話」運動の推進

増加する特殊詐欺の被害防止を目的に、ATMコーナーでの携帯電話の通話自粛について、金融機関と共同宣言を実施し、「ストップ！ATMでの携帯電話」運動を推進している。



### (1) 広報啓発用品の設置による注意喚起

還付金詐欺のATM対策として、金融機関に音声ポップ、フロアステッカー、ポスター等を設置し、注意喚起を実施している。



【音声ポップ】



【フロアステッカー】



【ポスター】

### (ウ) ATM設置場所における警戒の実施

水際で被害を阻止するため、還付金詐欺の被害が多発する地域に本部勤務の警察官を派遣し、ATM設置場所において同警察官が警戒に当たるとともに、利用者に対し、声掛けによる注意喚起を実施した。



【ATM警戒の実施 尼崎北署】



(I) 特殊詐欺水際阻止協力の店（家）

携帯電話で通話しながらATMを操作する高齢者への声掛けを目的にATM設置場所付近の店舗や住民を「特殊詐欺水際阻止協力の店(家)」に指定して、「ながら見守り」活動を推進している。

なお、店舗等には、ステッカーを掲示してもらうとともに、タイムリーな防犯情報や活動マニュアルを配布して対策を強化している。



【ステッカー】



【活動マニュアル】

ウ コンビニエンスストアにおける被害防止対策の推進

電子マネー購入客に対し、店員が、簡単で分かりやすい注意喚起が行えるようにするため、「電子マネー被害防止啓発封筒」や「サポート詐欺疑似警告画面シート」を作成、配布して、これらの活用を通じた被害の水際防止に努めている。



表面



裏面

【電子マネー被害防止啓発封筒】



【サポート詐欺疑似警告画面シート】

(4) 特殊詐欺防止広報啓発支援事業

広報啓発支援員（民間警備会社に事業委託）が、ATM設置場所における利用者への注意喚起や街頭キャンペーン等の広報啓発活動を実施している。



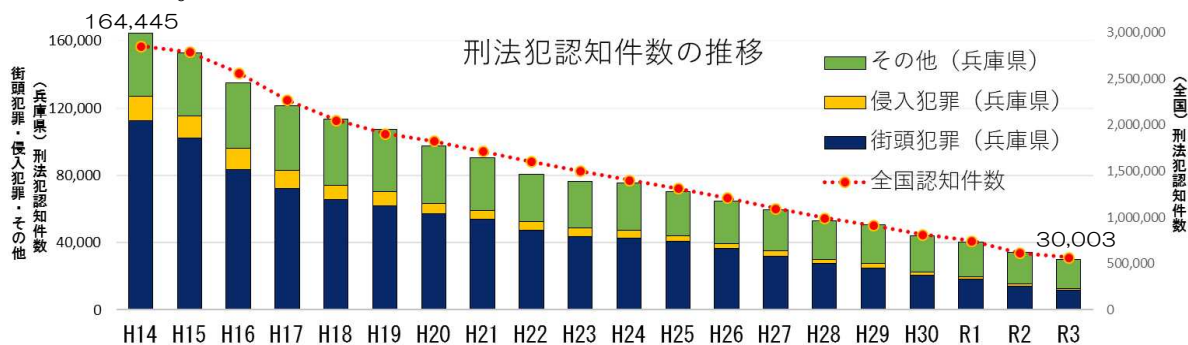
【支援員の活動 神戸市中央区】



【支援員による街頭キャンペーン 神戸市中央区】

### 第3 地域社会と連帯した犯罪の起きにくい社会づくりの推進

官民一体となった総合的な犯罪対策の推進や防犯機器の普及等を背景に、平成15年以降、刑法犯認知件数及びその総数に占める割合の大きい街頭犯罪及び侵入犯罪は減少傾向を維持している。引き続き、社会全体で良好な治安が保たれるよう、地域社会や関係機関・団体等と連携した取組を進めている。



#### 1 持続可能な防犯ボランティア活動に向けた支援の推進

##### (1) 幅広い世代の参加促進

防犯ボランティア団体の高齢化・固定化による後継者不足を解消するため、ランニングを通じて防犯パトロールを行う「ひょうごふれあいランニングパトロール」(ふれパト)を官民学連携事業として立ち上げ、気軽に防犯活動に参加できる環境を構築した。現在は、事業を引き継いだNPO法人日本ふれパト協会の活動を支援している。



【ふれパトの活動 姫路市】

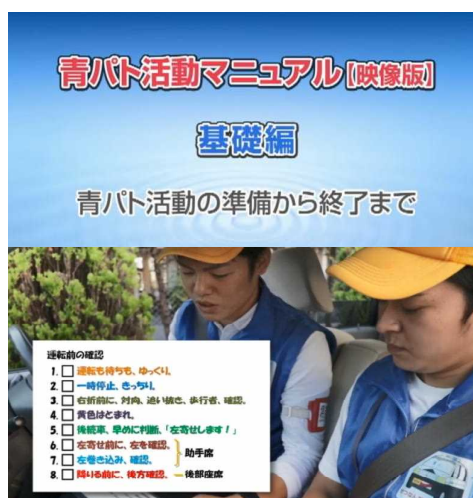
ふれパトホーム  
(facebookページ)



##### (2) 青色防犯パトロールへの支援

青色防犯パトロール(青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロール)を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮して、実施者に対する講習をインターネットを利用したeラーニング形式により実施している。

令和4年6月末現在			
実施団体数	267	自動車台数	1,171



【青パトeラーニング動画】

- (3) 「子供110番の家・店・車」への支援  
危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行う「子供110番の家・店・車」について、マニュアルの作成配布や研修会の開催などにより活動を支援している。



【子どもを守る110番の家・店・車ネットワーク会議(県共催)】

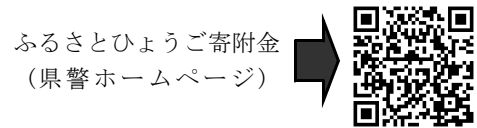
令和4年6月末現在					
家	55,905箇所	店	18,803箇所	車	27,276台

- (4) 「ながら見守り」活動の推進

見守りの担い手を増やすため、多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」活動を推進しており、普及促進のため、ふるさとひょうご寄附金を活用して、公益財団法人兵庫県防犯協会連合会が実施する「ながら見守り」活動支援事業に要する費用を補助している。



【ふるさと寄附金で作成した普及用チラシ】



## 2 県民に対する積極的な防犯情報の提供等

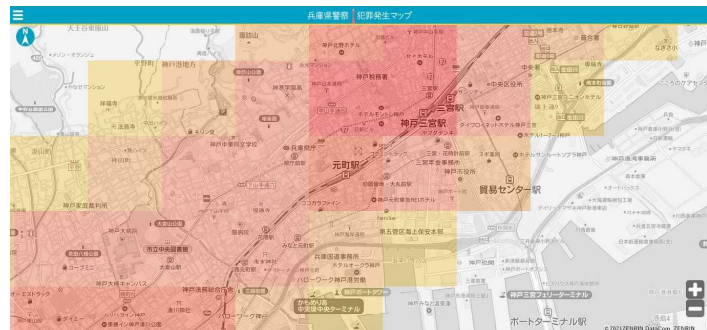
- (1) 「ひょうご防犯ネット」等を活用した情報発信

県民の防犯意識の高揚を図るため、身近で発生する犯罪情報等を「ひょうご防犯ネット」でタイムリーにメール配信している。

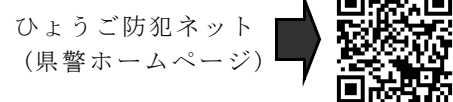
また、「犯罪発生マップ」では、ひょうご防犯ネットで過去に配信した事案や、犯罪等の発生状況を地図上に表示している。



【過去の配信事案を同時表示】



【犯罪等発生状況の分布図】



## (2) SNS等を活用した情報発信

県警ホームページや各種SNS、自治体と連携した防災行政無線等の活用のほか、著名人を起用した防犯動画の作成等、様々な方法で防犯情報を発信している。



【タレントを起用した防犯動画】

## 3 防犯環境の整備・充実

### (1) 防犯カメラの設置促進

防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効であることから、自治体に対し防犯カメラの設置に向けた取組の働き掛けを行っている。



【神戸市設置防犯カメラ】

### (2) 防犯機器の普及促進

県民の防犯意識の高揚と防犯機器の活用による犯罪被害防止を図るため、関係団体及び事業者と連携した防犯性能の高い機器の展示会の開催や啓発動画、ポスター、チラシの作成等防犯機器の普及促進に取り組んでいる。



【防犯機器展示会 西宮市】

## 4 子供と女性を犯罪から守る活動の推進

### (1) 「先制・予防的活動」の推進

子供や女性に対する性犯罪等を未然に防止するため、その前兆となる声掛けやつきまとい等についても分析を行い、早期に行為者を特定して検挙・警告の措置を行っている。

区分	年別	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R3年 6月末	R4年 6月末	前年対比
認知件数	声掛け	3,698	3,895	3,618	3,244	3,630	1,712	1,831	+119
	つきまとい	736	792	688	675	832	404	381	-23
	撮影行為	395	452	374	330	421	207	239	+32
	迷惑防止条例違反	194	282	320	328	421	190	231	+41
	公然わいせつ	899	813	800	625	681	291	364	+73
	その他	619	544	531	409	387	166	183	+17
	その他	855	1,012	905	877	888	454	433	-21
措置	検挙	392	493	501	479	514	221	317	+96
	警告	472	535	508	601	799	360	378	+18

※ 1 その他は、不審者、暴行、傷害等である。  
2 生活安全特別捜査隊による集計であり、犯罪統計の数値とは異なる。

## (2) 子供の被害防止対策

子供が被害者となる犯罪を未然に防止するため、学校と連携してウォークラリーや防犯訓練、防犯教室を実施することにより、児童の危機回避能力の向上を図るとともに、教職員に対して、不審者が学校に侵入した場合の対応訓練を行っている。



【児童への防犯教室 西宮市】

## (3) 女性の被害防止対策

女性を対象とした犯罪の被害を防止するため、防犯教室で犯罪発生情報や防犯のためのノウハウを伝えるとともに、護身術DVD・マニュアルを活用した護身術教室を開催し、女性の安全対策の強化を図っている。



【護身術マニュアル】